平成２１年（フ）第１３２０号
さいたま市桜区大字白鍬３番地　グリーンジュネス102、旧住所さいたま市桜区道場３丁目５番１号1004
破産者　村松　芳幸
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２６号
埼玉県新座市野火止１丁目13番26―302号
破産者　佐久間博史
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４８号
埼玉県朝霞市東弁財１丁目１番10―911号
破産者　瀧本　弘美
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２０６号
静岡市清水区鳥坂1612番地の１
破産者　塩津　禮治
1　決定年月日　平成22年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第７１０号
盛岡市下太田下川原87番地20
破産者　田畑　　有
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５７２号
岩手県八幡平市平舘第３地割70番地
破産者　髙橋　　髙
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５７９号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第９地割222番地
破産者　長峯　哲也
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６０５号
盛岡市門１丁目８番17号　ラテールＢ―101号
破産者　本堂　寿昌
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６１３号
静岡県焼津市三ケ名366番地の３
破産者　森　　直樹
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第１１２４号
熊本市新生２丁目５番18号
破産者　山田　真二
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６２１号
熊本市若葉５丁目12番１号
破産者　徳山　義行
1　決定年月日　平成22年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２８６６号
札幌市白石区北郷９条８丁目８番15号
破産者　成澤　郁男
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６７号
神奈川県相模原市田名8291―４、開始決定時の住所北海道苫小牧市弥生町２丁目７番10号
破産者　木戸　富雄
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１６５号
北海道苫小牧市日の出町２丁目９番16号　パステルサンライズ205号
破産者　市川みゆき（旧姓井上）
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第６２号
北海道旭川市旭町１条19丁目2156番地の120
破産者　大西　純子
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７３号
北海道旭川市近文町25丁目999番地の24、住民票上の住所北海道旭川市永山５条22丁目３番９号
破産者　村田　瑞穂
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２９３号
北海道宗谷郡猿払村浅茅野336番地26
破産者　野田　栄治
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５２５号
北海道旭川市豊岡13条３丁目６番５号
破産者　富山利太郎
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３７号
北海道旭川市豊岡８条１丁目３番１号　Ｍ’Ｓコーポ201号
破産者　福井　敏文
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９１号
盛岡市北夕顔瀬町４番８号
破産者　畠山　君江
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部